

建建住第 号
令和7年 月 日

〒〇〇〇-〇〇〇〇

さいたま市〇〇区××町△丁目□番

〇〇〇 〇〇〇 様 □□□ □□□ 様

さいたま市長 清水 勇人

認定長期優良住宅の維持保全状況等に関する報告について（依頼）

平素より、さいたま市の住宅行政について格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

最終認定計画実施者 様の住宅については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に基づき、最終認定計画実施者 様が認定計画実施者として長期優良住宅の認定を受けられており、その際提出された維持保全計画に基づいて維持保全（点検・修繕等）を行い、その状況に関する記録を作成・保存することが定められています。

つきましては、下記2の内容について、同法第12条の規定に基づき、下記3の方法で御報告くださいますようお願いいたします。

なお、下記1の内容については認定時の申請書類を元に記載しております。現時点と異なる場合はその旨を報告書に記載いただきますようお願いいたします。

記

1. 報告対象の長期優良住宅建築等計画

- (1) 認定年月日・番号 : 年 月 日 第 号
(2) 変更認定年月日・番号※ : 年 月 日 第 号

※変更認定がある場合のみ記載しております。

- (3) 認定に係る住宅の位置 : さいたま市〇〇区××町△丁目□番
(4) 認定計画実施者 : 最終認定計画実施者
(5) 定期点検等実施予定者 : ×× ××

2. 報告いただく内容

- (1) 住宅の建築及び維持保全の状況に関する記録等の保存状況
(2) 住宅の維持保全状況

3. 報告方法

(1) 提出物 : 認定長期優良住宅の維持保全状況等に関する報告書（別紙1）

「4. その他」も参考としてください。

(2) 提出方法 : 窓口へ持参、郵送、FAX、電子メール又は電子申請

※電子メールでのご提出の場合は、本市HPより、

報告書様式をダウンロードいただき、ご入力後

(3) 提出先に記載のアドレスへお送りください。

※電子申請サービスはこちらより利用できます。

上記が困難であれば、お問合せ先までご連絡願います。

(3) 提出先 : さいたま市建設局建築部住宅政策課

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

FAX : 048-829-1982

E-mail : jyutaku-seisaku@city.saitama.lg.jp



電子申請

(4) 提出期限 : 令和 7年 10月 31日（金）

4. その他

(1) さいたま市ホームページの「認定長期優良住宅の維持保全状況に関する抽出調査について」に、報告書の記載例やQ&Aなども掲載しております。

URL : <https://www.city.saitama.lg.jp/001/154/007/016/p061373.html>



ホームページ

(2) 報告をしない、又は虚偽の報告をした場合は、法第20条の規定に基づき30万円以下の罰金に処せられることがありますので御注意ください。

5. お問合せ先

さいたま市 建設局建築部住宅政策課 マンション管理支援係

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

TEL : 048-829-1518

FAX : 048-829-1982

E-mail : jyutaku-seisaku@city.saitama.lg.jp